

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

1 事業活動方針

犯罪等により、生命・身体・自由及び財産を侵害され、又は、脅威を与えられた者及びその家族、ご遺族（以下、「被害者等」という。）に対して、精神的な支援その他各種支援活動を行う。

「犯罪被害者等早期援助団体」として、警察からの情報提供により事件・事故発生後の早い時期から関係機関と連携し、適切な被害者支援活動を行う。

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとして、被害届けの有無にかかわらず性暴力被害を受けた方やそのご家族の支援を関係機関と連携して実施する。

また、県民の被害者等に対する理解の増進を図り、地域社会全体で被害者等に対して適切な支援がなされ、被害者等の尊厳が守られる社会づくりを目指し、積極的・継続的に広報啓発活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。

2 事業内容

（1）被害者等に対する事業

① 電話相談

被害者等からの相談を電話相談員が専用電話で行う。

相談受付日時は、月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 4 時までとする。（祝日、年末年始を除く。）

なお、「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター」専用電話にあっても同様とする。

② 面接相談

電話相談の結果、面接相談が必要と認められる被害者等には犯罪被害相談員がインテーク面接を行う。

また、カウンセリングが必要と認められる被害者等に対しては、本人の希望によりセンターが委託しているカウンセラー（公認心理師、臨床心理士）によるカウンセリングを行う。

カウンセリングは、原則予約制でセンターの相談室で行うが、被害者等の事情に応じて休日や時間外、出張してのカウンセリングも実施する。

③ 直接的支援

被害者等の希望に沿って、犯罪被害相談員等が警察、検察庁、裁判所、弁護士事務所、病院等に付き添い、適切な助言、情報提供、各種手続きの補助等を行う。

(2) 関係機関・団体等との連携による被害者等の支援

① 千葉県との連携

令和 3 年 4 月 1 日に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行されたことを受

け策定された千葉県犯罪被害者等支援推進計画による被害者等への見舞金支給及び無料法律相談の事務処理を継続して適切に行う。

② 警察との連携

被害者等の同意に基づき、事件事故発生後の早い段階から犯罪被害の概要等についての情報提供を受け、連携して迅速な支援を行う。

③ 公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの連携

同ネットワークは、全国加盟団体間の共同支援の連絡調整を図るなど、広域的な被害者支援活動を行っていることから、連携して支援活動を行う。

また、同ネットワークが開設している「電話サポートセンター」とは緊密な連絡体制を保持する。

また、必要な被害者に対して被害者緊急支援金を申請する。

④ 関係機関・団体等との連携

ア 千葉県弁護士会との連携

千葉県弁護士会「犯罪被害に関する委員会」と密接な連絡体制を保持し、遅滞なく被害者等の法律相談が行えるよう配意する。

毎月1回、第4木曜日の午後に実施している「無料法律相談」についても、継続して実施できるよう協力を依頼する。

イ 検察庁との連携

事件・公判担当検察官及び刑事政策総合支援室と連絡調整を図り、連携して被害者の心情に配慮した支援を行う。

ウ 市町村との連携

被害者支援コーディネーターが中心となって、市町村の被害者支援担当課を訪問し、意見交換を行う。

エ その他関係機関・団体との連携

児童相談所、各地区保護司会、民生委員・児童委員等との連携強化を図り、被害者支援に対する協力依頼を行う。

(3) 多機関ワンストップサービス

犯罪被害者等支援コーディネーター（総合的対応窓口）を置き、途切れない支援体制を構築し、中長期にわたる生活再建を含めた支援を行う。

(4) 被害者支援に関する広報啓発活動

① リーフレットの作成配布

センターの活動内容等を記載したリーフレットを作成し、関係機関の窓口等に配布するとともに、キャンペーン等において広く配布する。

② 機関誌「千葉C V S ニュースレター」の発行

センターの活動報告や被害者支援の広報・啓発状況等を県民に知らせることを目的に、年2回、1万2千部作成配布し、会員、寄付者、関係機関等へ配布する。

③ キャンペーン等

県民に当センターの存在を周知させ、犯罪被害者支援意識の向上をはかるため、関係機関と連携して、随時各種行事に参加し、リーフレットや広報啓

発物品の配布を行う。

⑤ ホームページの効果的な活用

ホームページの新着情報コーナーに、センターの活動状況報告だけでなく、犯罪被害支援講座のお知らせや「県民のつどい」の開催等の行事関係についても適宜情報発信を行う。

⑤ 広報媒体の活用

- ・ 関係機関等の広報紙へ掲載を依頼する。
- ・ マスメディアに対してタイムリーに素材を提供するなど情報発信し、当センターの活動状況を広く県民に広報する。
- ・ 「犯罪被害支援講座」・「県民のつどい」等の公開講座やイベントの開催に合わせ積極的に広報する。

⑥ 講演会等の開催

ア 「犯罪被害者月間」における講演会

県民の被害者等に対する理解の増進を図り、地域社会全体で被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者支援に対する意識の高揚等を目的として、「千葉県民のつどい」を千葉県と共催で開催する。

令和 8 年 1 1 月 2 9 日（日）千葉市生涯学習センターで開催を計画している。

イ 関係機関等の会議・研修会での講演

県下各警察署の署員を対象とした研修会や犯罪被害者支援連絡協議会及

びその他関係機関等に対して、犯罪被害者支援に対するより一層の理解と協力をはかるため、犯罪被害者等の現状及び当センターの概要、活動状況等について講演を行う。

ウ 千葉県警察主催の「命の大切さを学ぶ教室」に参画し、遺族講演を行う。

エ 法科大学院における講義

法科大学院の協力を得て、将来法曹界を目指す学生に対し、被害者支援に関する講義を行う。

(5) 被害者自助グループへの支援

令和5年4月に活動を開始した自助グループ「あおぞら」の支援を行う。

(6) 被害者等の支援活動に携わる相談員の育成と体制の強化

① 犯罪被害支援講座(入門編)

千葉県との共催事業として、被害者支援に関心を持つ者を対象に、広報啓発活動や被害者支援について地域における理解者となること(被害者と直接関わらない範囲での支援)を目的として、犯罪に遭われた方に対する理解や配慮、被害者支援の基礎知識などについて5時間程度の基礎的な講座を3回実施する。

7月12日(日) 千葉県文化センター

7月19日(日) 船橋市東部公民館

7月26日(日) 千葉県文化センター

② 犯罪被害支援講座(基礎編)

犯罪被害支援講座(入門編)を終了している受講者で、より犯罪被害支援についての理解を深めたい希望者を対象に6回実施する。

※ 9月1日(火)、8日(火)、15日(火)、29日(火)

10月6日(火)、10月20日(火)、

③ 相談員等の継続研修

相談員、直接支援員及びボランティアに対して、連携機関等の有識者を招き、更なる支援の知識及び技術の向上を目的として年12回程度の研修を行う。

④ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の各種研修会

相談員に対して支援活動のレベルアップ及び全国均質化を図るために実施される研修会への派遣を行う。

⑤ 関東・甲信越「質の向上研修」(年2回)

⑥ 全国研修会(春期・秋期)

⑦ コーディネーター研修

⑧ 犯罪被害相談員の育成

将来を見据え、犯罪被害相談員を計画的に育成するため、令和7年度犯罪被害支援講座(基礎)修了者の中から相談員を新規に採用する。

(7) 被害者支援等支援に関する調査・研究

全国各支援センターとの情報交換、全国被害者支援フォーラム等への参

加のほか、刊行物を購入し被害者支援等に関する調査・研究を行う。

(8) 行政職員対象研修会の開催

千葉県環境生活部くらし安全推進課と連携し、県及び市町村の相談関係機関の職員を対象に、犯罪被害者支援に対する理解を深めるとともに、犯罪被害者等からの相談の受け方、支援の方法など知識、技能を習得するための研修会を行う。(幹部向け5月中、担当職員向け5月27日(水))

3 財政基盤の充実

(1) 賛助会員の拡大を目的に、企業等団体・法人会員の募集を重点的に実施する。

(2) 各種施設・店舗等への「犯罪被害者支援清涼飲料水自動販売機」の設置依頼、「ホンデリング」の協力依頼

(3) 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」の協力依頼

(4) 千葉県共同募金会への助成申請

(5) キャンペーン活動の際の募金活動

等により、更なる財政基盤の拡充を図る。